

平成十八年十月十七日提出  
質問第八八号

在ユジノサハリンスク日本国総領事館の「第三十一吉進丸」に対する対応に関する質問主意書

提出者 鈴木宗男

在ユジノサハリンスク日本国総領事館の「第三十一吉進丸」に対する対応に関する質問主意書

一 在ユジノサハリンスク日本国総領事館の管轄区域に北方四島が含まれるか。

二 在ユジノサハリンスク日本国総領事館の管轄区域に北方四島が含まれないとするならば、北方領土領域で日本国民が事件、事故に遭遇した場合、当該日本国民が必要とする保護、援助について、政府のいかなる機関が行うことになるか。

三 二〇〇六年十月十二日発売の週刊新潮（第五十一巻第三十九号）に掲載された、同年八月十六日に北方領土・貝殻島近海でロシア国境警備庁に銃撃・拿捕された「第三十一吉進丸」の坂下登船長の手記において、

「外務省の対応は、船長が拿捕された日に、ユジノサハリンスクの日本総領事館が『頑張ってください』と電話を一本入れたきりだった。固有の領土と言いながら、現地では、船長のサポートをすることは全くなかったのである。」

との記述があることを外務省は承知しているか。

四 「第三十一吉進丸」の船長が国後島に抑留されている期間に在ユジノサハリンスク日本国総領事館員は

船長と何回連絡をとったか。連絡の日時と形態を明らかにされたい。

五 二〇〇六年八月十六日、「第三十一吉進丸」が銃撃・拿捕された日に在ユジノサハリンスク日本国総領事館員が坂下登船長に電話し、「頑張つて下さい」と伝えた事実があるか。右電話のやりとりについて外務本省に報告がなされているか。

六 外務省は、「第三十一吉進丸」の乗組員に対する在ユジノサハリンスク日本国総領事館の対応が適切であったと考えているか。

右質問する。